

地縁組織による移動支援 講演会 報告書

～全国に先進事例に学ぶ～

地縁組織で行うための課題と可能性について、
自由に意見交換しませんか？

日 時 : 平成30年7月24日(火) 14:00～16:00

場 所 : 八王子市学園都市センター(12階)第5セミナー室

講 師 : 特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

事務局長 伊藤みどり氏

コーディネーター : 桜美林大学 社会福祉専修教授 島津 淳氏



特定非営利活動法人 八王子共生社会推進会議
協力 : 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興事業

< 目 次 >

開会あいさつ	2
基調講演	4
全国移動ネットワーク 事務局長 伊藤みどり氏	
質疑応答	11
コーディネーター:桜美林大学教授 島津 淳氏	

< 参加者数 >

講 師	2
八王子市役所関係者	6
高齢者あんしん相談センター	2
福祉関連事業者関係者	4
八王子市社会福祉協議会	5
生活支援団体	12
民生委員	8
大学	1
市民団体関係者	3
八王子市民活動協議会関係者	5
八王子共生社会推進会議	7
合 計	55

【配布資料】

- ① 基調講演 全国移動ネットワーク 事務局長 伊藤みどり氏
- ② 地域福祉交通運転者講習会のご案内
- ③ 地域福祉交通運転者講習会のご案内(出前講座)
- ④ NPO 全国移動サービスネットワークパンフレット
- ⑤ 地域の助け合い活動応援講座 無料・支え合い課)
- ⑥ 八王子市共生社会推進会議会員募集

主催者代表挨拶

特定非営利活動法人 八王子共生社会推進会議 理事長 大福族生
私たちの団体、八王子共生社会推進会議(通称もやい)は昨年12月に設立した、新しい団体です。数年前より桜美林大学の島津先生のご支援を頂きながら、移動支援に関する活動を続けてまいりました。この度福祉医療機構(WAM)の助成を受け、今回の講演会の実施に至りました。八王子社会福祉協議会さんのご支援を頂きまして、本日の開催に至りました。今日は55名のご参加を頂きました。



本日は初めに全国移動サービスネットワークの伊藤事務局長に基調講演を頂き、後半を桜美林大学の島津先生のコーディネートで質疑応答を行い、今日の移動支援に関する課題について、情報の共有を目指したいと思います。よろしくお願いいたします。

協力団体挨拶

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 第2層生活支援コーディネーター 大和智史

社会福祉協議会支え合い推進課生活支援コーディネーターの大和(おおわ)です。日頃より、社会福祉協議会の事業ならびに地域福祉活動に対し、ご理解とご協力をいただき誠に有難うございます。八王子市並びに社会福祉協議会では高齢者を初めとする地域の皆様の多様な生活支援ニーズを地域全体で応えていくために、地域の住民や団体、専門職の方が連携して地域の中で支え合う仕組づくりを市内各所で啓発している段階です。現在、訪問型サービスへ登録・非登録を含めて20数団体が市内で活動しており、活動者・利用者の双方から移動について不便を感じているとのご相談を多く受けるようになっております。この講演会にも沢山の方に参加を頂き、改めて地域の方々の関心の高さを実感しております。私自身も、全国移動サービスネットワークの伊藤事務局長のお話を伺い、今後の地域支援の参考になればと思っております。参加者の皆様の忌憚のないご意見を参考にさせて頂ければ幸いです。短い時間ではございますが、この会が参加者の皆様に有意義な時間となればと思います。



司会

特定非営利活動法人 八王子共生社会推進会議 副理事長 田中俊光
本日はお忙しい中ご参集頂き誠に有難うございます。この講演はWAM助成金で運営しています。今後もこのような機会を重ね、移動サービスについて関心を高めて参りたいと存じます。
初めに資料確認します。基調講演資料があります。個人対象「地域福祉交通運転者講習会」開催の案内、そして団体向け「出前講座」案内と会員募集案内があります。当方の年会費は1,000円ですので宜しくお願いします。「生き生きハンドブック」30年版を参考資料に同封してあります。



コーディネーター挨拶

桜美林大学教授 島津淳氏

桜美林大学社会福祉専修教授の島津です。1990年代後半、日本社会事業大学を本籍とする厚生省専門官でした。介護保険導入時 NPO の力の大きさを実感していました。もやいが WAM(独立行政法人 福祉医療機構の助成金)を取られたことは大きな驚きでした。

資料:NPO 全国移動サービスネットワークパンフレットの裏表紙には「全国移動サービスネットワーク」は「いつでも、誰でも、どこへでも出かけることのできる社会の実現」を目指し 1998 年に設立され、福祉有償運送等の移動サービスの実施団体や、研修実施団体、関係者によって構成されるネットワーク組織です…とあります。伊藤みどりさんは国交省や厚労省との窓口において大きな役割を果たしておられます。本日はどんなお話をされるか楽しみに参加しました。最初に自己紹介をお願い致します。



基調講演者挨拶

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク事務局長 伊藤みどり氏
全国移動ネットワーク事務局長の伊藤みどりです。財政規模 1,000 万円で会員数は全国で約 180 団体です。福祉有償運送事業者や地域移動サービスネットワークや運転者講習会実施機関が加盟する情報ネットワーク組織となっています。福祉有償では利用者が限られており、要介護・要支援高齢者や障害者しか利用できません。足腰が立たず交通が不便な方の移動手段について、生活支援コーディネーターや職員から「我が街どうしたら良いか」との相談が増えてきました。

日本財団助成調査研究事業(今年で 3 年目)で、どんな枠組であれば広まっていくのか情報収集しています。課題について国交省厚労省と話し合いながら収集してきた情報を、八王子の皆さんにお役に立てて頂ければと思います。

八王子の訪問型サービス B 実施 20 団体の中にも移動支援が実施できる団体があるのではないかと伺っています。各地で取り組まれている事例とか、今ある仕組の活用法についてお話ししたいと存じます。



基調講演

～移動・外出支援による地域共生社会の構築～

「先進事例から地縁組織等の取組の可能性を知る」

写真左(千葉市内の買物支援サービスで自治会と社会福祉法人の活動事例)・写真中(神奈川県秦野市いきいきデイサロンボランティア食事への送迎も含む)・写真右(島根県美郷町のNPO 法人が行う訪問型サービスB+Dの声掛け)

2018年7月24日 八王子地域共生社会推進会議 第1回勉強会

移動・外出支援による地域共生社会の構築
— 先進事例から地縁組織等の取り組みの可能性を知る —

NPO法人 全国移動サービスネットワーク
事務局長 伊藤みどり

1

高齢者が独力で移動せざるを得ないケースが増えており、休まず歩ける距離は100mまで(高齢者の1割・75歳以上は17%)、バスはあっても不便(1日1便・数時間1便)等、いろいろな要因が重なって生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えています。

生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

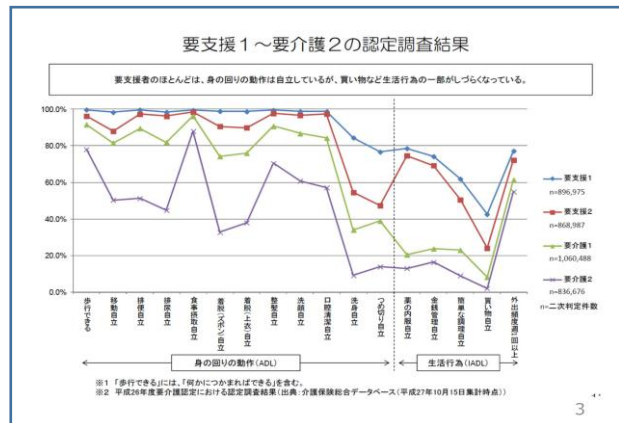
【その背景など】

- 1) 少子高齢化&過疎化の進行
高齢独居・高齢者のみ世帯の増加
●日常生活に必要な活動のため、
高齢者が独力で移動せざるを得ないケースが増加
- 2) 高齢者の体力
駅やバス停まで歩ける距離&坂道、買物の荷物
●休まずに歩ける距離は100メートルまで
・・・高齢者の1割、75歳以上は17%
- 3) バスはあっても、不便
(1日1便、数時間に1便など)
- 4) 高齢者間にも経済格差が拡大
→ 買物等にタクシーを使える人は多くない

総務省の推計
全国の買物困難者700万人

2

高齢者の移動手段の確保に関する検討会で示された「要支援1～要介護2の認定調査結果」の資料です。「生活行為」の自立度がガクッと落ちているのは買物支援です。



一方で「通院に限らず買物や所用、友人等との交流、食事など誰でも最低限 月7回以上の外出は心の健康を保つために必要」という調査結果が出ています。また「交通が不便な地域(バス停から750m以上)の高齢者は、交通便利の高い地域の高齢者に比べて、低栄養状態にあることが明らかになった」と神奈川県大和市の調査で分かり情報共有されています。東京都健康長寿医療センター研究所によると「仕事や趣味、ボランティア等の社会参加の機会がある人程健康余命(自立して生活できる余命)が長い。歩行障害があった人も外出頻度が増えれば回復傾向にある」。このように外出は人を元気にする!ということで、市民が自ら動いて創ってきた移動サービスというのが主に次の4つです。

外出は人を元気にする!

通院にかぎらず買物や所用、友人等との交流、食事など、だれでも最低限 月7回以上の外出は心の健康を保つために必要

藤井直人氏(元 神奈川県総合リハビリテーションセンター 理工学室長)の調査から

交通が不便な地域(バス停から750m以上)の高齢者は、交通便利の高い地域の高齢者に比べて、低栄養状態にあることが明らかになった。

神奈川県大和市

健康余命(健康寿命)

◎仕事や趣味、ボランティアなどの社会参加の機会がある人ほど健康余命(自立して生活できる余命)が長い。

外出頻度が歩行や認知機能に及ぼす影響

外出する頻度が週1日以下の方は、毎日外出する人に比べて歩行障害の発生リスクは4倍。認知機能が低下するリスクは3.5倍。

◎歩行障害があった人も外出頻度が増えたことで回復傾向に。

→1週間に1回以下	15%
2～3日に1回	26%
1日1回以上	46%

(東京都健康長寿医療センター研究所)

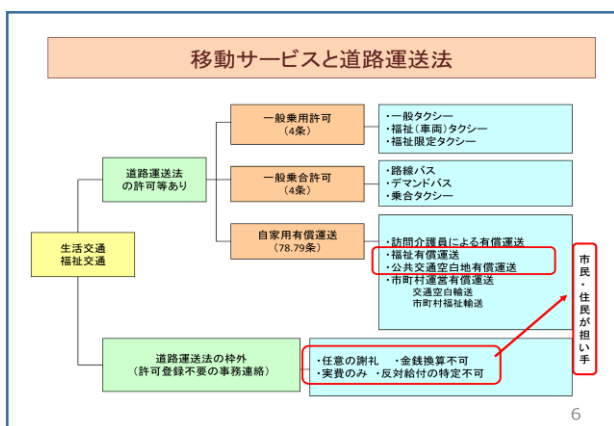
4

①福祉有償運送(道路運送法79条登録:要支援や障害者の方を自家用車で送迎ができますよ、というものの、②公共交通空白地有償運送(道路運送法79条登録:交通不便な地域住民の日常生活支援に車送迎するもの、③道路運送法上の登録が不要な地域活動で自治会等地縁組織や地域の有志が運行するもの、写真は横浜の事例でお金は貰わず、住民の車に「おでかけ」マグネットを貼り、添乗者・事務局受付、運転者を役割分担し、週1回スーパー・医者・一寸した用足し等送迎をしているケースです。

④徒歩や公共交通を使った外出支援ボランティアで徒歩やバスや電車で、学校や買い物や通院の付き添い等を行うもので、社会福祉法人の車を走らせてもらい、付き添いボランティアが同乗して買い物に行くという事例も増えつつあります。制度上は例外的な位置付けということで難しい面もあります。



福祉タクシーや福祉限定タクシーは中々高い。一般乗合許可(路線バス・デマンドバス・乗合タクシー)も増えてはいますが低調な地域も多いです。住民主体のサービスは福祉有償運送・公共交通空白地有償運送・道路運送法枠外(任意の謝礼・金銭換算不可・実費のみ・反対給付の特定不可)が殆どです。



詳しく見ていきましょう。一般のタクシー・介護タクシーとぶらさがり許可があります。

「タクシー」(緑ナンバー&二種免許)利用者は、健常者を含め誰でも乗れる、「介護タクシー」福祉輸送事業限定許可(緑ナンバー)利用者は、要介護・要支援認定を受けている者。障害者等単独ではタクシー等を利用することが困難な者とその付添人、「ぶらさがり許可」(白ナンバー)訪問介護事業所が介護タクシー事業の許可を受けたとき、事業所との契約に基づき訪問介護員等が行う要介護認定者等の運送。ケアプランに基づくサービスとして実施される。乗車又は降車介助については介護保険を適用できる。

ぶらさがり許可(通院等乗降介助)実施事業者はありますが採算が取れないので年々減少傾向にあります。

道路運送法上の位置づけ

許可

<タクシー> 4条による許可(緑ナンバー&二種免許)
利用者は、健常者を含め誰でも乗れる

<介護タクシー> 福祉輸送事業限定許可(緑ナンバー)
利用者は、要介護・要支援認定を受けている者、障がい者など単独ではタクシー等を利用することが困難な者とその付添人

<ぶらさがり許可> (白ナンバー) 道路運送法78条3号
訪問介護事業所が介護タクシー事業の許可を受けたとき、事業所との契約にもとづき、訪問介護員等が行う要介護認定者等の運送。ケアプラン必要。乗車又は降車の介助については介護保険を適用できる

7

自家用自動車は、①災害のため緊急を要するとき②自家用有償旅客運送を行うとき③公共福祉を確保するためやむを得ないとき以外、有償運送はできないことになっています(道路運送法78条)。自家用有償旅客運送を行うときは国土交通大臣の行う登録を受けなければいけません(白ナンバーと黄色ナンバー)。

自家用有償旅客運送の種類と概要は次の通りでタクシーの半額位は貰っても良いことになっています。

市町村運営有償運送(交通空白輸送、市町村福祉輸送)、市町村が城内住民の生活交通のため行う運送福祉有償運送はNPO等が移動制約者(および付添人)対象にドア・ツー・ドアで行う運送。公共交通空白地有償運送はNPO等が交通不便地域の住民の日常生活に必要な交通を確保のための運送です。


道路運送法 78条 家用自動車は次に掲げる場合を除き有償で運送の用に供してはならない。
 1 災害のため緊急を要するとき
 2 家用有償旅客運送を行うとき
 3 公共の福祉を確保するためやむを得ないとき

登録

道路運送法 79条
 家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない

家用自動車による有償旅客運送の種類と概要

- ◆市町村運営有償運送（交通空白輸送、市町村福祉輸送）
市町村が、その区域内の住民の生活交通を確保するため自行運送
- ◆福祉有償運送
NPO等が、公共交通を利用しにくい移動制約者（および付添人）を対象にドア・ツー・ドアで行う運送。対象者に制限がある
- ◆公共交通空白地有償運送（過疎地有償運送改め）
NPO等が、交通の不便な地域で、住民の日常生活に必要な交通を確保するため行う対象者は、**地域住民全員、来訪者、観光客**



8

道路運送法における許可・登録の手続き不要の態様は以下の通りです。

- ①利用者からの給付が、好意に対する任意の謝礼と認められる場合、利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合。
- ②利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合です。ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合とはその1種で時間預託を指すようです。
- ③利用者からの給付がガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(特定費用)のみの場合
- ④市町村の事業として市町村の車両で実施されるなど、利用者の負担がゼロの場合、①自家輸送の場合最寄駅から病院までとか駅からホテルまで…等無料で連れてくるだけのもの、介護や家事身辺援助等のサービスと一体型の場合(送迎に特化なければ運送対価にはならない)。そして利用者の所有車両で送迎を行う場合(持っている車での運転を依頼する場合)は移送ではない

許可・登録の手続き不要 道路運送法

国土交通省 通達（事務所移転/平成18年改正/平成30年3月30日）
 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

- (1)-1 利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合
2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)-1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
2 ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(特定費用)のみの場合**
- (4)-1 市町村の事業として**市町村の車両**で実施されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
2 自家輸送の場合
3 介護や家事身辺援助等のサービスと一体型の場合
4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

本字は訪問Dの適用事例が多いケース

9

高齢者の移動手段の確保に関する検討会で、こうした解釈が実情に合わず難し過ぎる等の意見が出され、平成30年3月末、見直しがあり赤字部分の追記がされました。

ガソリン代実費を払う際多めに払ってお釣りはいらない言った場合は任意の謝礼と認められます。ガソリン代算出方法で示された例は2種類①走行距離÷燃費×1ℓ当りのガソリン価格、②市町村の実証実験の結果に基づき1kmあたりのガソリン代を算出します。市町村の確認合意があれば、実証するのは団体でも良い。

国土交通省 通達（平成30年3月未見直し：赤字部分）
 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(1)-1 利用者からの給付が好意に対する任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合
 ①偶発的なケース
 ②日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出されたようなケース
 ③利用者が（右の）ガソリン代実費を払う際に「釣りの返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」
 ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない

特定費用

(3) 利用者負担が**実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金**のみの場合
 「実際の運行に要するガソリン代」＝乗車中にもより運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む
 ガソリン代の算出方法2事例
 ①走行距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン価格
 ②**市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出**（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

10

利用者負担ゼロの場合と「自家運送」の場合には追記がありませんでした。



国土交通省 通達（平成30年3月未見直し：赤字部分）
 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(4)-1 利用者負担がゼロの場合

- 市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合
- ただし、介護保険制度の訪問介護および障害者自立支援法による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない

(4)-2 「自家輸送」の場合

- サービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要、ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当
- ただし、送迎を利用する人と利用しない人で、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要

11

家事身辺援助等が中心というのは、送迎だけの人もいるし、話し相手だけの人もいます。送迎だけやっている訳ではないと説明しています。訪問Bに含まれる送迎がこれに当たります。

ウーバー等のスマホアプリで利用者とドライバーをマッチングするサービスが増えつつあります。手数料が認められました。社協が受け付け、登録ボランティアが自分の車で、実費で送迎し、利用者は社協に1回500円支払うということも可能になりました。

国土交通省 通達 (平成30年3月末見直し：朱部分)
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の様相について」から

(4)-3 介護・家事身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価(ガソリン代等)の負担を求めない場合

- 車とりや掃除など送迎を行わないサービスと、車両を使って病院へ送迎するサービスがすべて一律の利用料金となっていて、送迎した場合も前料金の設定がない

その他利用者負担可能 <仲介手数料> アプリを使うサービス(電話受付やサービス調整も該当=国交省見解)。ただし運転者に遠流しない仕組みにする

改正後

仲介者 (仲介手数料の取崩しを可能とする必要あり)

乗客 (ドライバーは、特定費用(料)の範囲内の運賃を収受)

ドライバー (乗客・利用料等)

12

訪問型サービスDの2つの類型 (ケース1)

ケース1) 通院や買物等

通院等をする場合における送迎前後の付添支援 (補助は間接経費だけ)

※通院等乗降介助のイメージ

- ケアマネジメントに基づき必要に応じて付添や見守りを行う
- 目的地は生活支援の範囲内であれば、通院のほか買物支援も可
- 補助金は、サービス調整の人件費等の間接経費のみが対象(車両やガソリン代等の補助は不可)

ここからは厚生労働省の施策です。
要支援者の外出支援が大切で、買物・通院外出時支援の移送前後の付添、通所型サービスBへの送迎として訪問型サービスDが示されました。これを実施すると市町村が補助金を出せますよ…ということです。実施される方が仕組みを決めて道路運送法に抵触しなければ実施して結構です…という制度になっています。

訪問型サービスDの2つの類型 (ケース2)

ケース2) 通所目的「サロン送迎型」

通所型サービスBにおいて、その送迎を別主体で実施 (間接経費と合わせ直接経費も補助可) ※市町村の裁量により判断

- 通所型サービスBや一般介護予防事業による通いの場(サロン等)の送迎を別主体が行う場合
- 補助金は、間接経費のほか、ガソリン代など送迎にかかる実費、車両購入費など具体的な対象経費は、費用の効率性の観点から市町村の判断に委ねられている

介護予防・日常生活支援総合事業の活用

①訪問型サービス (p22~)

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○多様なサービスについては、雇用労働者が行う種別した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

サービス種別	①訪問型サービス (現行の訪問介護種別)	②訪問型サービスB (住民主体による実費)	③訪問型サービスB (住民主体による実費)	④訪問型サービスC (短期集中移動サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による在宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) 認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下 ・通院前後で移動が変化しやすく、専門的サービスが特に必要となる等 ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・多様なサービス)の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・多様なサービス)の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・多様なサービス)の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・多様なサービス)の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・多様なサービス)の利用を促進
実施方法	事業者指定 基準 予防給付の基準を基本	事業者指定/委託 基準 人員等を緩和した基準	事業者指定/委託 基準 人員等を緩和した基準	事業者指定/委託 基準 人員等を緩和した基準	事業者指定/委託 基準 人員等を緩和した基準
サービス提供例	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

市町村職員向けに「早わかり法制度」を纏めました。
訪問Bで家事支援等生活支援の一部として送迎を実施できますが送迎が中心ではありません。訪問Bのまま送迎をして謝礼を貰うことは可能です。
総合事業の類型と道路運送法の類型別の先行事例です。八王子市は訪問型サービスBと家事身辺援助等サービス一体型です。規模の大小、補助の類型に様々あります。

訪問型サービスDの補助はどのようなサービスに対して行われるかということ、
①通院や買物等の場合○が付いている送迎前後の付添支援だけ
②通所目的「サロン送迎型」の場合、通所サービスの運営費に送迎加算等と同じ考え方になっているサービスなので車代は支給対象になります。ただし利用者からお金を貰うことはできません。

早わかり法制度 総合事業編

プラン①～⑤の実施に当たって総合事業の補助金を活用する場合は、下表の条件を満たす必要があります。
*1 一般介護予防事業のうち「介護予防普及啓発事業」または「地域介護予防活動支援事業」として実施
*2 登録不要の活動の種類はp11の①～④参照

総合事業の類型	訪問(ケース1) 通院や買物等	訪問(ケース2) 通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防事業*1
内容・目的地	通院等における送迎前後の付添支援(目的地はケアマネジメントによる)	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	(住民主体で)家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所型サービスBへの送迎(同一主体でも別主体でも)	通いの場への送迎(同一主体でも別主体でも)
補助が可能か	○	○	○	○	○(市町村判断)
コーディネーター人件費	○	○	○	○	○(市町村判断)
家賃・通信費等	○	○	○	○	○(市町村判断)
車両維持購入費	×	○(市町村判断)	×	○(市町村判断)	○(市町村判断)
ガソリン代	×	○	×	○	○
補助対象となる利用者	要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否	要	要	要	要	不要
利用者負担 (登録不要の場合)	*2 ガソリン代実費①	サロン利用料のみ③	家事支援と同一の利用料④	サロン利用料のみ③	サロン利用料のみ③

総合事業の類型と道路運送法の類型 2018年7月 ～先行事例 ヒアリング調査市町村の取組みから～					
道路運送法の類型	登録不要			登録	許可
総合事業の類型	ガリソ代実費・有料道路・駐車料のみ	サロン送迎(自家輸送)	家事身辺援助等サービス-体型		
訪問型サービスB			松戸市,吉見町,天童市,八王子市,花巻市		
訪問型サービスD(ケース1)	米原市,大網白里市		黒滝村,流山市,太子町	取手市,美郷町	さつま町
訪問型サービスD(ケース2)	鶴岡市	泰野市,網走市,長沼町,飯綱町,加東市,防府市,太子町		和光市	川島町
一般介護予防事業	神栖市,高根沢町	国東市			
その他	岩沼市(通所A)				

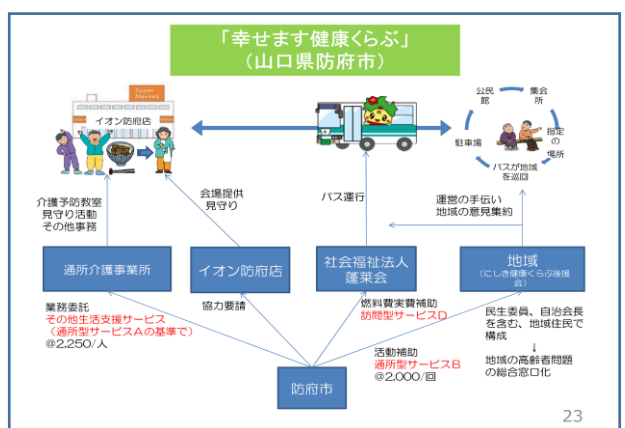
※太子町(大阪府)は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス-体型に分かれる

大阪府太子町事例です。訪問 D の実施主体が多様で、実施要綱は簡素なのが特徴です。交流サロン(一般介護予防事業)+訪問D、通所型サービス(通いの場)+訪問D、買い物ツアー+訪問D、登録不要の移動・外出支援+訪問Dの組み合わせがあります。第1層の協議体が中心となり支え合いのまちを構築しています。補助金は乗車前と降車後に各1回 300 円を交付。実施主体毎にサービス内容は違っていますが、訪問 D は通所にも訪問にも組み合わせが可能です。活動に合わせた送迎をできるような補助事業を用意しているということです。

太子町の訪問型サービスDを活用した送迎事業の運営概要				
サービスの種類	道路運送法上の許可や登録不要の移動・外出支援+訪問D			
道路運送法	訪問型サービスD実施団体による			
サービス提供者	許可・登録を要しない運送			
サービス提供の関わり方	①「緑草クラブ」高齢者交流サロン団体 ②「太子町社会福祉協議会」買い物バスツアー ③暮らしの語りごとサポーター(奉仕者の会) (有償ボランティアグループ) ④「プラスワンサービス」(有償ボランティアグループ) ⑤「プラスワンサービス」(有償ボランティアグループ)			
サービス内容	訪問型サービスDの対象団体は、要支援1,2、基本チェックリストの「移送前後の生活支援」を実施する町会・自治会などの地域組織や交流サロン実施団体など、自主的に活動している団体。生活支援コーディネーターを配置することが補助の条件。乗降前後の付添に対して、利用者1人1回当たり300円(乗車時2回・降車時2回)の補助金が交付される。			
従事者数	有償ボランティア 3人	運転手1人、見守りスタッフ2人	有償ボランティア 4人	有償ボランティア19人
送迎車両	ボランティアのマイカー3台	社協所有マイクロバス	ボランティアのマイカー4台	社協所有車両2台
開始時期	平成30年4月(モデル事業は平成29年11月より開始)	平成30年5月	平成30年4月	平成30年4月
実施日時	随時	月1回	月～金曜日	毎週火曜日
利用者負担	10分100円	無料(行事保険代30円)	1時間800円	20分300円(以降10分100円)
利用者数	13名	平均25名	14名	43名
保険	車両の自動車保険、非常用・有償活動団体保険、移送中事故傷害保険			

防府市向島地区事例です。地域ケア会議が主導し、大型商業施設イオン、公民館に送迎します。介護予防教室は通所サービス連絡協議会(通所A)、送迎は社会福祉法人(訪問D)、付添や運営支援は住民主体の向島健康くらぶ後援会(通所B)と複数のプレーヤーによって1つのサービスが提供されているところが特徴で、地域に応じた補助の仕方を考えています。

防府市向島地区の「幸せます健康くらぶ」の実施内容		
サービスの種類	介護予防・生活支援総合事業「幸せます健康くらぶ」(大型商業施設+通所A+訪問D+通所B)	介護予防教室&見守り<通所A並み+B>
道路運送法	-	許可・登録を要しない運送
サービス提供者	市通所サービス連絡協議会&幸せすに「しき」向島健康くらぶ後援会&イオン防府店の公民館・イオン防府店は、会議室を無料提供(介護予防体操と買物&おしゃべりの会場)。 ・公民館では、地元スーパーマーケット丸久の移動販売車による買い物&趣味活動等。 ・通所サービス連絡協議会への介護予防教室を通所A基準で業務委託。他地区への展開も期待。 ※「幸せすに「しき」向島健康くらぶ後援会」メンバーは、会場準備、見守り等を担当(補助)。	社会福祉法人「蓬萊会」(障がい者施設運営) & 幸せすに「しき」向島健康くらぶ後援会 ・社福「蓬萊会」は、車両と運転手を無償提供(燃料費実費月額1400円程度を補助)。 ※民生委員(8人)らで発足させた「幸せすに「しき」向島健康くらぶ後援会」は、乗降サポート(12名所)の選定、送迎付添、基本チェックリスト該当者の高齢者の振り起こし、利用者の声の行政への伝達など、運営を支援(補助)。
送迎車両	-	社福「蓬萊会」所有車両(26人乗り)1台
開催日および会場	毎月2回(第2水曜日/イオン防府店、第4水曜日/向島公民館)	
開始時期	平成29年5月24日～	
サービス単価、利用者負担	参加料500円(サービス単価2,500円の1割=250円+保険料250円の合計額) 250円 なお、昼食代は利用者が併当実費負担	なし
参加人数等	平均17人(元気高齢者込み)	平均20人乗車(後援会込み)
保険	「蓬萊会」の車両の車中の賠償は自動車保険、損害賠償保険の加入手続きは委託事業所が行う	



流山市の事例です。訪問型サービス B にオプションとしてサービス D が付く方式です。小さな実施主体を沢山作るという狙いがあり、運営費の補助金が年単位で交付される(2.5 万円～10 万円/条件あり)。訪問 D は年定額 2.5 万円と拠点準備金が 3 年間に限り交付されます。(1 拠点につき上限 15 万円/対象外あり)

流山市 人口：182,126人 高齢化率：24.0% (H28.1月現在)

流入人口の多い地区と昔からある町が混在する東京のベッドタウン。既存の活動団体と地域組織の支え合いで重層的なサービス提供をめざしています。

特徴

- 訪問型および訪問型を活用して、小学校区地域単位等の柔軟な助け合いをたくさん生み出すことを狙っている。
- 二つを一体的に実施することが条件のため、道路運送法上の登録不要の活動として実施が可能。

自治体を母体とした任意団体が実施する「住民主体型サービス」

- 「地域支え合いの会ふたば」は、八木南団地自治会の福祉活動支援活動に基づき、2016(平成28)年12月に開設した任意団体。
- 自治会の部会などから送迎を含む多様なボランティア活動を行う。活動を継続するために自治会が施設した。地域の支え合いの場を確保し、高齢者だけでなく、多世代交流が図れるよう、様々な企画を行っている。
- 送迎は、支え合い活動の一環で行う登録不要の送迎のほか、市内の介護施設が行っている福祉有償送迎の一部を担っており、要介護者の通院等の送迎を行っている。

流山市は、こうした任意団体の行う地域支え合いの活動を「住民主体型サービス」として、一定期間運営費を補助することとした。支え合いの活動の立ち上げ支援を目的としていることから、市内の有償ボランティア団体(法人)はあるが、それら以前から自立して活動しているため、補助の対象外。

住民主体型サービスとしては、主に通院型サービスである「ちよい通サービス」の補助を受けている団体一つある(2018(H30)年3月現在)。

ちよい通サービスとちよい通サービス+ (訪問B+D)

- 訪問型「ちよい通サービス」とし、これを一体的に実施する移動前後の乗降支援を指して訪問型「ちよい通サービス+」として、運営3年間は運営費を補助する。
- 補助は、訪問の利用人数を根拠とし、運営費の補助金が年単位で交付される(2.5万円～10万円/条件あり)。訪問Dは年定額2.5万円、それとは別に、拠点を準備が申請前年度に限り交付される(1拠点につき上限15万円/対象外あり)。
- サービス提供時間数やサービス内容は団体で自由に設定する。4年目以降は自主運営である。各団体が利用料等の設定を行う等、仕組みを整えてはほしい。
- 地域で流山市の取り組みが生まれるように、また、自治会でも手続きができるように、申請も報告もできる仕組みなども、この「住民主体型サービス事業実施ガイドライン」にて公表している。
- 従事者は市が主催するA型と同じ研修(2日間)を受講

総合事業の住民主体型サービス

ちよい通サービス (訪問型サービス)	日常生活の回りごと の支援	買い物物産、電球 交換、布団干し、 掃除の掃除など
ちよい通サービス (通院型サービス)	定期的な利用が可能な 通いの場づくり	軽体操、カフ、歌 室など
ちよい通サービス+ (訪問型サービス)	一体的に行う移動前後 の乗降支援	乗降の付添(訪前) 乗降支援(訪中)

住民主体型サービス補助金
流山市住民主体型サービス事業補助金交付要綱

料金は実施主体ごとに決められますが現在は1団体のみ、チケット制で訪問Bとして家事支援を1時間800円でやっており、送迎も1時間800円に含まれています。実績報告はありますが送迎時間等内訳は問われません。


次は補助事業を活用していない川崎市麻生区の事例です。社会福祉法人一廣会「かないばら苑」が車両を提供し「あさお運転ボランティアCAP」が運転ボランティア10名で2人体制でサロンへの送迎を担当(無料)しています。

総合事業を活用していない事例

【サロンへの送迎】川崎市 麻生区 <登録不要>
●社会福祉法人による公益活動の一環

社福)一廣会「かないばら苑」とあさお運転ボランティアCAPがコラボ 高齢者の自主サロンの送迎

- かないばら苑が車両を提供(デイの空時間)&運転ボラの担当調整(地域貢献の一環) 保険は運転ボラまで拡大
- 「あさお運転ボランティアCAP」メンバー10人が 毎回2人体制で 自宅からサロン会場へ集合で送迎 <無料> 帰りの途中下車もときどきあり
- サロンは「片平おしゃべり会」10～14人/回 「ももせの会」4～5人/回 「サロン・ド・それいゆ」1～2人/回
- 運転ボランティアは、かないばら苑の安全運転テストに合格した人
- 2010(平成22)年12月から開始。お楽しみ外出へ発展中
- 利用者の方々の感謝の寄付で、運転ボランティアのベストと帽子を15着



山形市では第2層協議体が活発に行われており、2層コーディネーターが夫々ワークショップを実施し、自治会が社会福祉法人と相談し、車を調達し、スーパー等への買物支援を始めています。

総合事業を活用していない事例

【買物支援】山形市内の取り組み状況と利用状況
●社会福祉法人による公益活動の一環(平成28年度)

取組施設名	特別養護老人ホーム蔵王やすらぎの星	特別養護老人ホーム愛日荘	特別養護老人ホーム音沢荘	特別養護老人ホームみこころの園	特別養護老人ホームながまち荘
支援地域	蔵王上野地区	東沢地区(滑川住宅町内会)	本沢地区(全域)	権沢地区(西原自治会)	千歳地区(全域)
頻度(開催日時)	月2回(第1・第3水曜日 12:50～14:40頃)	月4回(毎週木曜日 10:00～14:00頃)	月1回(第2水曜日 13:00～15:00頃)	月1回(金曜日 13:30～15:30)	月2回(第2・第4木曜日 10:00～12:00頃)
参加人数(1回あたり登録人数)	9人	6名	6名	初回 4人 二回目 7人 (最大13名可)	7名 (最大10名可)
行き先	スーパー(2ヶ所)	スーパーイオン市内中心部(七日町)	スーパー	スーパー(町内会と施設でその都度相談)	スーパー(今後複数店舗検討)

山形市社会福祉協議会山廣町氏提供

大椎台団地事例を紹介します。大椎台自治会買物支援サービス買物支援サービス(無料)と大椎台団地の助け合いの会(通院送迎・庭木選定・家具移動)30分300円がある。どちらも自治会の方が自ら動いており、担い手の層が厚い点が良い。

総合事業を活用していない事例

大椎台団地の買物支援サービスと「助け合いの会」送迎の概要

サービスの種類	大椎台団地の買物支援サービス	大椎台団地の助け合いの会
	大椎台自治会の地域福祉委員会による	
道路運送法	許可・登録を要しない運送	許可・登録を要しない運送
サービス提供者	社会福祉法人(車両および運転者)、住民ボランティア(買い物付き送迎)	助け合いの会の登録ボランティア
サービス内容	・スーパーマーケット「せんだう」への買物送迎。 ・70歳以上で買い物に不便を感じている人、70歳未満で疾病等の特別な理由で買い物に不便を感じている人が対象(要介護認定者除く)。 ・デイサービス等で使用しているワゴン車(定員6人)で千寿苑運転者が利用者の自宅へ迎えに行き、「せんだう」に送迎。専用駐車場下車。30分の買い物後、自治会協力員の付添で乗車し自宅まで送迎。	・通院等の送迎。 ・庭木の剪定・草取り ・家具の移動など ・依頼が有り、「やっつけてあげるよ」と手を挙げてくれる人が有れば、基本的に何でも実施する姿勢でいる。
従事者数	運転者1人、協力員5人が選抜わりで対応	11人
送迎車両	1台(社会福祉法人所有)	運転者の持ち込み車両
開始時期	平成29年	平成10年
実施日時	毎週木曜日の13:30～15:30(週1回)	協力者がOKならいつでも可。申込みは月～金 9:30～15:30
利用者負担	無料	30分300円
利用者数等	H29年1月～3月の計10日間で計46人(一日当たりの利用者は3～6人)	H29年度は226件
保険	車両の自動車保険、ボランティア行事用保険	車両の自動車保険、社協のボランティア保険

事故への対応として保険のことを纏めました。車の事故以外に転倒事故が多いので「自動車保険以外」のボランティア活動保険(無償の場合)や福祉サービス総合補償(有償の場合)をお薦めしています。

個人の活動と違って組織で対応するという事は、事故時の交渉だけでなく、対応マニュアルを作ることで備えができたり、いざという時には事務局の方も対応してくれたり、と安心な面もあります。ちゃんと備えることで楽しく続けて頂きたいと思います。以上です。

事故への対応

【自動車保険】 保険会社に要確認!

<対人賠償> (家族以外の)第三者に傷害を与えた場合、傷害の程度に応じて保険金が支払われる。同乗している利用者 = 第三者

<人身傷害> 責任割合にかかわらず、運転者と同乗者の傷害に応じて実際の損害額が支払われる (cf. 搭乗者傷害)


【自動車保険以外】

➔マイカーボランティアには「送迎サービス補償」

Aプラン (利用者用) とBプラン (乗車中の人)
(搭乗者保険 = お見舞金と考えて)

➔実際は、乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い

ボランティア活動保険 (無償の場合)
福祉サービス総合補償 (有償の場合)




29

移動・外出支援に「楽しくかわる」ために

事故が起きないようにしよう!

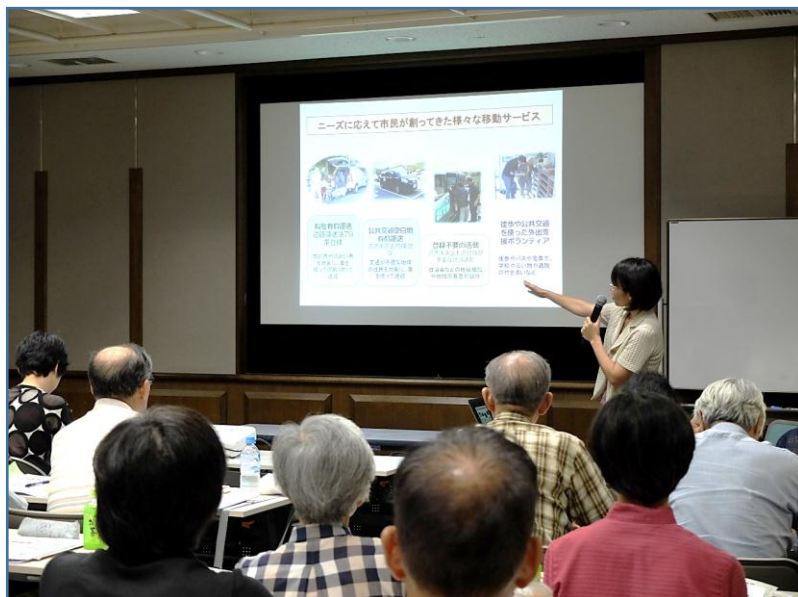
- リスクマネジメント
 - ➔ 安全運転者講習は必ずやろう
(みんな運転にクセがある。クセが事故につながることも)
 - ➔ サービスを調整する人も大事
 - ➔ みんなで考え組織的に対応する
- もともと送迎ボランティアの事故は
多くない



	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乗車バス	3,213	2,974	2,525
送迎バス	467	440	413
ハイタク	26,704	26,219	24,030
トラック	30,311	27,349	24,517
自動車有償	63	59	32

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乗車バス	3,013,347	3,031,001	3,046,438
送迎バス	1,708,699	1,699,169	1,697,060
ハイタク	15,199,604	14,934,303	14,264,090
トラック	73,103,378	74,271,278	72,147,924
自動車有償	66,907	67,143	71,742

30



質疑応答

島津; それでは早速全体討論会に入りたいと存じます。

大福; 本日のテーマは「もやいの添田」が 15 年前、八王子市民活動協議会で移動支援ネットワークを作る提案をしましたが、その時は時期尚早でした。この度、島津先生よりその重要性を伺いもやいの事業として取組みました。実際には苦労は多いがやりがいもあります。本日は八王子市福祉部の方、交通企画の方、民生委員、高齢者あんしん相談センターの方、福祉関係の事業をされておられる方、八王子市民活動協議会の方など多くの方が来られています。これら多くの方と情報共有されれば良いと思います。八王子を移動支援のネットワークで支え合い、住み良い共生社会を作ろうという添田氏 15 年来のビジョン実現に向け活動したいと思えます。

辻野(八王子市高齢者福祉課主査); 八王子市役所高齢者福祉課の辻野と申します。本日は伊藤先生の貴重なお話を聞かせて頂きまして有難うございました。先生のお話の中にもありましたが、八王子市では住民の助け合い活動に対する補助金の交付制度を作っています。全国的に見ても柔軟な制度となっており、訪問型の補助金の制度の中で車を使うことも良しとしています。買物をするときに車を使う柔軟性を持っています。平成 29 年度からスタートし今年で 2 年目になります。スタート時 6 団体から 17 団体に拡大しており、更に周知に努め、皆様から使い難い所をご指摘賜りまして更に柔軟な制度に変えていきたいと考えています。改善意見がございましたらお近くの生活支援コーディネーターや高齢者福祉課に率直に伝えて頂ければ幸いです。

質問; 八王子川口ブラボークラブを有志が立ち上げ 2 か月目です。年会費 500 円で、通院・買物移動サービスに 1 時間 300 円とガソリン代キロ 25 円を頂いています。この決め方についてご意見を伺いたい。除草や枝切りには工具や燃料費で足が出ます。

八王子市でどこまで支援頂けるか伺いたい。

伊藤; 付添支援は生活支援全般の一部として含まれているというのが国交省の考えで、1 時間 300 円とは別にガソリン代キロ 25 円を頂くことはできません。ペンキ代(材料費)や庭木剪定工具代を貰う事例は沢山ありますが、ガソリン代は認められていません。ガソリン代等を勘案し 1 時間 500 円とか 600 円としてはどうでしょうか。市の支援に関し今日紹介したのは一部であり、金額にもかなり幅があります。補助対象経費も違っていて運営費として通信費、事務用諸経費、水道光熱費を列挙する自治体もあれば、講習費を補助したり、団体送迎サービス補償、団体保険料を補助する市町村もあります。全て介護予防・日常生活支援・総合事業と呼ばれるもので、補助対象経費にも結構ばらつきがあります。詳しいことは八王子市と相談して頂くことになります。高いところでは、社会福祉法人が車を持ちスタッフが運転しているケースで 1 台当たり年額 30 万円×5 台=150 万円です。安い方では年額 2.5 万円です。

質問; 車での見回りもやっているが全然貰っていない。どう考えたらいいか。

辻野; 相談させて下さい。



伊藤; バザーや公民館活動等で収益を得てプールしてお礼に回して支払う等工夫しているところもあります。

質問; みつい台ふれあいの会は1時間200円を頂いており、地域限定の車での送迎についても1時間200円頂いております。活動して下さるボランティアにはガソリン高騰時でしたので、ガソリン代補助として100円をお支払いして来ました。それが違法であることが分りましたので昨日止めることにしました。マイカー使用保険のこと考えていませんでした。自動車保険以外の事故への対応改めて伺いたい。

伊藤; 狭い範囲なのでガソリン代は100円を超えないのでしょうか。活動している方の声は聞きましたか？

質問; 1km程度です。会合で100円を支払うのを止めることを決めこれから報告します。

伊藤; ガソリン代はこれまで通り100円お支払いを続けて、100円以上かかる距離への送迎も引き受けるという仕組みに、つまり今よりも範囲を広げて、平均が100円になるようにされてはいかがでしょうか？この方が利用される方にも喜ばれるように思います。自動車保険以外について、マイカーボランティアには「送迎サービス補償」と書かせて頂いております。自動車保険はボランティアさんの保険を使うほかありませんが、傷害保険を付加することで少し補償を厚くすることができます。乗車中事故よりも降車後の事故の方が多いので、ボランティア活動保険(無償の場合)と福祉サービス総合補償(有償の場合)をお薦めしています。これは団体が加入者であり、保険料は団体が支払います。



社会福祉協議会が窓口になっていて、手続きを踏んだ上での申し込みとなります。社協にご相談下さい。送迎サービス補償にはAプラン(利用者が家を出た時から対象になり玄関先転倒や買物先の怪我等も内容別に選べるようになっていました)とBプラン(車に乗っている間しか保険が出ませんが運転者の怪我也補償されます。法定乗車人数で計算されるので一寸高い)があり、自治体補助事例もあります。利用者から保険料を貰いたい場合は年会費に込みにして頂戴するしか方法はありません。みつい台にはAプランは利用者名簿だけで車のナンバーの届は不要です。Bプランは誰と誰の車を使うかを決め積算します。

大和; 無償か有償かは各団体が個々に申請するもので該当する団体もあれば該当しない団体もあります。必ず全ての団体がこの保険に該当するものではありません。有償の団体しか加入できない方式になっており相談があれば対応致します。大和さんに再確認が必用(良く聞き取れなかったため)

質問; ボランティア活動保険はボランティアの昼食代位は良いとなっているのでしょうか。

大和; ガソリン代を出している場合は問題ないが、団体によっては該当しなくなるケースもあるので保険会社と個別に相談することになります。

質問; 美山町会長の荒井です。人口約3,000人、高齢化率40%です。7法人10施設の社会福祉法人があります。法律が変わり公益事業をやらなければならないということになりました。7法人の施設長さんを中心に社協・高齢者あんしん相談センター・民生児童委員・老人会(寿会)が集まり、丸2年今後の方針を審議して参りました。町民からも希望をアンケートで取りました。第1は健康寿命を伸ばすため健康体操とお茶のみ事業がやっと動き始めました。月2回実施することとし、以前から話のあった社会福祉法人と残りの法人に、送迎の部分とお手伝いスタッフと車支援と人材支援(町会)を割り当てました。有償のボランティアで10人が集まり、仕事と曜日を割り振りました。配食・安否確認・病院送迎・買物支援対策が今後の施策です。市民が

受け入れ易い簡単なやり方をお願いしていますが中々進みません。支援を受けると書類が面倒で難しい。今は極力支援を受けなくてやってみようという事で動いています。社会福祉法人が公益事業としてどこまで負担して住民のニーズに応えていけるかを今日指しています。

伊藤; 昨年4月社会福祉法人制度改革があつて社会福祉法人の公益事業義務付けが始まりました。美山町の動きは素晴らしいと思います。事例にも総合事業補助金を使っていない事例がありました。手間や額を考えると申請しない事例が多くあり、皆さん同じ考えと感じています。社会福祉法人やプロボノさんの書類作成支援(東京都補助事業)が進めば、実務の負担が軽減できるので、このような支援もあるといいですね。情報を集め、コーディネーターさんが一緒にやってくれば…と思います。

辻野; 高齢者福祉課では「地域助け合い活動応援講座」を予定しています。各地域での助け合い活動を始めるに当り、皆様に知って頂きたいこと、例えば個人情報・衛生管理・高齢者との接し方等基本的なことをお話しさせて頂く内容になっております。第1回8月6日横山南市民センターから始め、場所を変え4回実施する予定です。ご興味がありましたら是非お申し込み下さい。



発言; 八王子市役所協働推進課長の叶です。高齢化50%超えの地域におり、免許返納後坂の昇り降りが

大変な方が多くなっています。自治会が中心になって移動販売車を実施しています。小型自動車では品揃いで不十分ですが、こうした活動が大事なのかなあ、と感じています

行政主体ではうまくいかない、民間では採算ベースでうまくいかない、こうした活動は地域の方・NPOの方・市民活動をされている方の支えが重要です。

市の職員の方から皆さんの方へお伺いして、いろんな質問を取っていますので是非相談して頂きたい。協働推進課は市民活動や町会自治会の支援をさせて頂いています。その中で「できることから始める」必要を強く感じました。今日は第1歩、スタートだと思っています。有難うございました。

大福; 今日配布いたしました、「地域福祉交通運転者講習会(出前講座)」をご希望の場合は、どこでも何回でも伺いますので皆さんからの問い合わせをお待ちしています。

島津; 八王子市介護保険事業計画第6期第7期中で、ずーっと移動支援の重要性を言ってきました。策定委員会前の事務局会議ではかなり大激論を交わしてきました。今こうして皆様と顔を合わせますと時代は進んでいると実感しました。非常に安堵しました。今日はいろいろ有難うございました。

田中; 有難うございました。もし相談がある方は本日配布しましたカード「移動支援相談室」

専用ダイヤル 070-4217-0427 までお電話下さい。



本日の報告内容及び資料は

もやいホームページ <http://hachiojiwfm.web.fc2.com/> に掲載します。